

# 船舶事故調査報告書

平成26年2月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	不明（平成25年10月27日 01時55分ごろ～05時30分ごろの間）
発生場所	宮崎県日向市日向岬南西岸 日向市所在の細島灯台から真方位218°850m付近 （概位 北緯32°25.1′ 東経131°40.8′）
事故調査の経過	平成25年10月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長及び甲板員からの意見聴取は、両人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 鶴栄丸、2.28トン MZ3-5219（漁船登録番号）、個人所有 8.00m(Lr)×1.80m×0.68m、FRP ディーゼル機関、117.68kW、昭和56年3月21日 第295-17373号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月28日 免許証交付日 平成22年7月27日 （平成28年2月13日まで有効） 甲板員 女性 69歳
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員）
損傷	不明
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、平成25年10月27日00時55分ごろ、細島港の係留地を出港し、日向岬南西岸沖の漁場に向かった。 本船は、05時30分ごろ、細島灯台から218°（真方位、以下同じ。）850m付近において、日向岬南西岸の岩場に無人の状態であり乗揚しているところを僚船Aに発見され、船長Aは、全僚船に無線で知らせた。 僚船Bの船長Bは、本船がふだんの帰港時刻になっても帰港しなかったことから、04時30分ごろ本船の近くで操業していた僚船Aに

	<p>連絡した後、04時55分ごろ僚船Cに船長Cと乗り組み、本船の捜索を行っていたところ、船長Aから、本船発見の知らせを受け、05時45分ごろ海上保安庁及び所属漁業協同組合に本事故発生 of 通報を行った。</p> <p>甲板員は、08時21分ごろ、捜索に当たっていた海上保安官により、日向岬南西岸沖に設置された定置網に絡まっているところを発見され、巡視艇に收容されて病院に運ばれたが、09時31分ごろ医師に死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> <p>船長は、30日15時00分ごろ、捜索に当たっていた僚船Bにより、日向岬南岸沖をうつ伏せで漂流しているところを発見され、病院に運ばれ、死因は溺死であり、死亡日時は、27日03時00分ごろと検案された。</p> <p>(付図1 発生場所図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西～西北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期～低潮時、海面水温 約24℃</p> <p>宮崎県延岡及び日向地区には、25日21時34分、強風注意報及び波浪注意報が発表され、27日04時05分解除された。</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.65m、船尾約0.80mであった。</p> <p>出港場所から漁場に着くまでは、約1時間を要した。</p> <p>本船は、台風などの影響により、本事故当時は約1週間ぶりの出港であり、10月は4回目の出港であった。</p> <p>船長は、01時00分ごろ船長Bと無線で会話をを行った。</p> <p>網を揚げ始めてから、終わるまでには約1時間30分を要し、船長Bが、本事故後、本船に揚がった網を確認したところ、約3分の2の量の網が揚がっていた。</p> <p>本船は、ふだん、揚網時の速力は1～2ノットであり、船長が船尾で舵柄の操作を行い、甲板員が左舷船首で漁獲物の選別を行っていた。</p> <p>本船のローラーは左舷船首部に設置されていた。</p> <p>船長Bは、06時05分ごろ本事故発生場所に到着したところ、本船の機関は停止しており、全速力後進の状態であることを確認した。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 不明</p> <p>船体・機関等の関与 不明</p> <p>気象・海象の関与 不明</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、27日01時55分ごろ日向岬南西岸沖の漁場に着き、揚網を始めた後、05時30分ごろ、細島灯台から218°850m付近において、揚網途中の状態向日向岬南西岸の岩場に乗り揚げているところを発見されたことから、この間において、揚網中に同岩場に乘</p>

	<p>り揚げたものと考えられるが、乗り揚げた状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長及び甲板員は、溺死した。</p> <p>船長及び甲板員は、落水して溺死したものと考えられるが、落水及び溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、日向岬南西岸沖の漁場に到着後、揚網中に同岬南西岸の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2人乗り組みの小型漁船であっても、作業中は救命胴衣の着用を心掛けること。</li> </ul>

付図1 発生場所図

